

株式会社 仙崎市川組行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年12月25日～令和5年12月24日までの 3年間

2. 内容

目標1：子育て世代に対する当社における利用可能な措置の実施。

<対策>

- 令和2年12月～始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げ。
- 令和2年12月～保護者である労働者の働いているところを実際に見ることのできる「子供参観日」の実施。
- 令和2年12月～ノー残業デーの実施
社内広報誌による社員への周知（毎月）

目標2： 令和5年12月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 令和2年12月～年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年1月～社内検討委員会での検討開始
- 令和3年3月～計画的な取得に向けた社員研修の実施
- 令和3年4月～有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始